**酒井教育長定例記者会見概要**

日時：令和元年６月２０日（木曜日）１４：００～１４：３０

場所：大阪府庁別館６階　委員会議室

【教育長より】

いじめの重大事態報道

先週から今週にかけて、府内の吹田や泉佐野での公立小中学校における複数のいじめの重大事態について第三者委員会等の報告がなされました。また、府立高校でも重大事案として第三者委員会が継続して調査している事案がありますし、さらには、府内の私立高校でもいじめ動画がアップされるなど、いじめに関連した課題が集中して発生しているという状況にあります。

　そもそも「いじめ防止対策推進法」は、全国どこでもそうですが、それぞれの教育委員会、それぞれの学校に対して「いじめ防止の基本方針」を定めること、そして、学校内では、「いじめ対策組織」を設置することを求めています。府教育庁が調べると、こうした措置は府内のすべての教育委員会、あるいは学校で行われているという回答が返ってきます。しかし、問題はこれが本当に機能しているかどうかということです。つまり形だけの基本方針、形だけの会議になってしまっていると、いざというときに機能せず、今回のように第三者委員会の調査で厳しい指摘を受ける事態を招いてしまいます。

　そこで、府教育庁としては今回の府内市町村の事案を受けて、新たに「教員用のいじめ対応セルフチェックシート」と「学校用のいじめ対応セルフチェックシート」を作成し、府内市町村教育委員会に通知として発出をいたしました。いじめ対応は、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態の取り扱い」をきちんとシステム化して対応することが基本です。そのため、教員用には、子どもたちの日頃の様子への気づきのアンテナをどう高めるか、学校用には、よくチーム学校といわれますが、学校としての組織的対応へのスムーズな流れをどう作るかということに力点を置いて作成したものです。

　私立高校で発生している事案については、学校での調査がきちんと行われ、適切に府への報告を行うよう指導しています。

大阪北部地震から一年

　昨年６月18日に発生しました大阪北部地震から、丸１年が経過しました。府立学校でも、ほとんどの学校（高校101校、支援学校24校）で、ブロック塀をはじめ、何らかの被害を受けましたが、とりわけ、高槻市の児童、さらには通学路の安全を見守っていただいていた方がお亡くなりになったことは、我々教育関係者にとりまして、大変悲しく、痛ましい出来事でした。このようなことを繰り返さないよう、この１年、学校の安全確保に向けて、府教育庁として取組みをすすめてまいりました。

　まず、ブロック塀の撤去工事の進捗状況に関してですが、不適合のあった132校を優先度の高い順に①～④のカテゴリーにグルーピングし、最も優先度が高いと判定したカテゴリー１の86校については、鋭意撤去工事を実施し、６月末時点で22校の撤去工事が完了しました。残りの64校についても、今年度中に撤去工事を完了させる予定です。

　また、大阪北部地震や去年多かった台風被害から見えてきた課題をふまえ、「学校における防災教育の手引き」を改訂します。主な改訂内容としましては、「登下校中の災害発生時における安否確認の方法」として、ＳＮＳ等のコミュニケーションツールなどのＩＣＴを利用した安否確認について追記するとともに、「勤務時間外の教職員の参集」として、非常配備が発令された場合の教職員の参集について追記します。本手引きの活用により、児童生徒の発達段階に応じたそれぞれの実態に即した具体的な対策や効果的な防災教育を実践してまいりたいと考えています。

　また、昨年の北部地震の際には、府教育庁として学校に対する休校等の指示は出しませんでした。各学校長の判断にゆだねるということでしたが、ただ広域的観点から、児童生徒の安全を考えなくてはいけない場合、例えばG20サミットへの対応では休校に、今週日曜日の事件への対応では休校判断をしなければならないでは、教育庁から明確な指示があった方が良いのではないかと考えています。このため、今後、府教育庁として、知事が発信されると聞いていますが、「災害モード宣言」と連動した形での学校への休校指示などについて、検討していきたいと考えています。

新たに開校する予定の高等学校の校名（仮称）

　先ほど教育委員会会議の議題にもありましたが、勝山高校と桃谷高校Ⅰ・Ⅱ部を統合し、来年度、新たに開校する予定の高等学校の校名については、仮称として「大阪府立大阪わかば高等学校」と決定いたしました。今後、９月の定例府議会に大阪府立学校条例の一部改正の議案を提出し、議決されれば校名が正式に決定されます。

　この校名は、大阪府唯一の普通科多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部高校であり、広く府内全域から生徒を受け入れることから“大阪”という広い範囲を示す地名を入れ、勝山高校の同窓会名である“嫩(わか)葉(ば)”を平仮名で表記して組み合わせ、「大阪わかば高等学校」としたものです。

　今後は、この仮称を使用して学校でのＰＲ活動を実施するとともに、７月21日にインテックス大阪で開催いたします「大阪府公立高校進学フェア2020」において、高校受験を控える中学生や保護者、中学校関係者などにＰＲし、府民ニーズに応える新しい学校づくりに努めてまいります。

昨日の記者会見において知事から教育委員会制度に関するご発言がありました。このことについては私も承知をしております。私自身の考えを申し上げますと、平成２７年４月から地教業法が改正をしております。一つは首長が教育長を任命するということ、二つめは首長が総合教育会議を招集するということ、三つめは首長が教育大綱を策定するということで、首長の権限と責任を強化した改正であります。つまり住民に選ばれた首長の関与の度合いが高まり、私自身は、制度としてはよりよいものになったと認識しております。ただ知事のご発言はもっといいものにしようと、住民に対する教育に関する責任の所在をもっと明確にすべきとの趣旨であると受け取っております。

私からは以上です。

【質疑応答】

（記者）　チェックシートはどのようなものですか？

＜小中学校課＞　教員用と学校用とあり、基本認識についての質問やいじめの認知、早期発見、その回答について項目分けをしていくつかの質問に対してチェックできるようなものです。

（記者）　教員用と学校用とはどのようなものですか？

＜教育長＞　こちら側は教員用でこちら側は学校用です。用途としましては、教員用は学校の先生に自分でチェックしてもらいます。まず基本認識として「いじめは重大な人権侵害であるということをちゃんと認識していますか」とあります。さらには、例えば「いじめはどの子どもにも起こりうるということを思っていますか」と問いがありますが、これは逆に言えば「いじめはどの子どもにも起こりうるのですよ。認識して下さい」と言っているわけです。

（記者）　なるほど。

＜教育長＞　次、重大事態の対応という項目があって、「どのような事態になれば重大事態にあたるのかきちんと理解していますか」ということです。重大事態にもきちんと定義があるわけです。そのような基本的な教員として持っていなければいけない知識や子どもに対する見方などをきちんと身に付けているかということをチェックしてもらう。

（記者）　事案が起こった時にどうするのかではなく、改めて何を心掛けるべきかを説明しているものということですね。

＜教育長＞　学校用のものは、例えば「学校は全教職員にどんな事態が重大事態なのか理解を周知していますか」とマネジメントする立場の方に聞くわけです。「全教職員で全子どもたち全員にいじめは決して許されないということを日常的に発信していますか」、つまりそういうことが職員会議で徹底するのか、朝の朝礼できちんと言ってもらう。学校で組織的な予防体制、あるいは組織的な早期発見の体制ができているかということを全体で５０項目くらいありますが、問いかけることにより改めて認識をしてもらう。

　　　　　　　加えて、今３つの事案が問題になっていますが、どこが問題になっているかも含めて小中学校課として市町村の指導系教員を集めたりしてこの事案をこういう問題だったのですよと改めて共有した上で、そのようなことにならないようにこれからきちんとチェックしてもらいたいということです。

（記者）共有したことで何らかの指導をされると。

（記者）その関連ですが、その中には、例えば今回吹田の事案で、蹴られたけれども、それを先生がいじめと認識していなかったというのがありましたが、蹴られたという事や、その発言もいじめになりますよ。ということ、アンケートの扱いはこうしますよ、一人の先生でみないで、他の先生もみますか。などそのような事も入っているのですか。

＜教育長＞　アンケートの結果について速やかな共有と適切な保管が行われていますかというのが根源になっています。「子どもの小さな変化を見逃さず、いじめを積極的に認知していますか」ということです。いじめはまず認知しなければいけない。これはいじめですよねと。そこからスタートですから。認知を怠る、そこに漏れがあるといじめを受けた子どもは被害を受けたままになってしいます。

（記者）　蹴られたのもいじめだよという認識を持ってねということですね。

　　　　　　　加えて、そもそもアンケートの扱いについて何か法律等や、計画等で定めはあるのですか。何年保管しなければならないとか、チームや、例えば担任だけが見るのではなく教頭や学年主任もみなくてはいけないとか何かありますか。

＜教育長＞　法律には明確な定めはありませんが、アンケートというのは子どもの課題を発見する一つのツールですから、誰かがサインを見つければ、そのサインを共有するということ、そのサインにはどういう意味があるんだろうと皆で考えて、重大な事案につながるかもという意見や、専門家に見解を確かめる場合もありますよね。そうすると次の行動に移すという一連の流れもありますから、それを受けてルールというのは、一応ひな型のようなものはありますけど、先程申し上げたように、実際に形だけ作っていても全く意味はないので、そこに魂をいれることを今やらなくてはいけないということを言っております。

（記者）特にルールとかはなく、今度の会議とかで、複数の人できちんと見てくださいね、担当の先生がすごく疲れていて見落としてしまうことがあるかもしれないので。ということですよね。

＜教育長＞　そうです。

＜小中学校課＞府としての基本方針なんですが、基本的には学校独自で作るものですので、そちらのほうに学校ごとに決まりがあり、共有するという事や積極的に認知をするという事や、些細な変化に気付くという事はどの学校にも入っているとは思うので、その中では各学校で作られていると思います。それがきちんと動くかが課題なのでそれについては別のところで相談させてもらいます。

（記者）会議というのはいつぐらいに行われるのでしょうか。

＜教育長＞会議というか昨日かおとといくらいに見直しますと話をしたのですが。

（記者）　ではそれにあたるのですか。

＜教育長＞　主管部課長に。

（記者）　この事案を受けてということでしょうか。

＜教育長＞　もちろんそうです。

＜小中学校課＞　月曜日が市で市町村が後だったと思います。

（記者）　指導主事は集めたりするのですか。

＜小中学校課＞　指導主事は今後集めます。

（記者）　来る人はどのあたりでしょうか。

＜小中学校課＞　その会自体は、各市町村の指導系の課長とかその辺りです。

（記者）　関連してなんですが、通知の内容自体は、チェックシートをやってく

ださいというものになりますか。

＜小中学校課＞　このチェックシートを活用して教職員の認識や学校の体制について、もう一度見直してください。という内容です。

（記者）　配っている範囲は。

＜小中学校課＞　各市町村です。

（記者）　市町村の教育委員会に配って、さらにそれを学校に配ってください。という事ですか。

＜小中学校課＞　はい。

（記者）　関連してなんですが、チェックシートを回収したりとか具体的にどう活用するかというのはあるんですか。

＜小中学校課＞　府として集約するということは考えていません。ただ市町村でチェックシートを活用していただいて学校の体制チェックや、各学校での教職員の認識チェックに使ってもらえればいいので、市町村でご指導いただければと。

＜教育長＞　知事からも、せっかくこれを作ったので、学校の取り組みや、市町村単位の取り組みを簡単に言うと意識が高いところとそうじゃないところが見えてくるはずだから、府としての助言や研修の機会を増やすとか市町村に対してきちんと働きかけていくべきだとご指示を受けています。その辺りは小中学校課と相談して対応していきたいと思っています。

（記者）　教育委員会制度についてですが、知事の発言は教育委員会をよりよいものにしていこうということだと受け止められているということですが、知事の場合は教育委員会制度を廃止するべきとかなり強く言っていますが、それに関してはより良いものにする手段として教育委員会制度を廃止というのが知事のお考えですが、教育長としてはどのようにお考えでしょうか。

＜教育長＞　私は魂を入れれば良いと思っています。魂が入っていないからうまくいっていないだけで、制度として教育委員会制度は、首長と教育委員会、教育庁との関係である程度環境が整備されているわけですから、例えば、総合教育会議というものを実のある話し合いにしてちゃんと動くようにする。

（記者）虐待防止法が改正され、児童の保護が凄く手厚くなって、以前から教育長がおっしゃっている家庭への指導や助言などの敷居はまだまだという中で、改めて所見をお願いします。

＜教育長＞　私は以前から申し上げていましたが、学校での保護解除後の見守りというところで、子どもが帰っていく場所として家庭というところをどう見守っていくか、学校もその場所としてあるので、いじめも同じですが、学校できちっと子どもの些細な変化にアンテナを高くして、異変があれば専門家にすぐ繋ぐ。というところを学校としてきちっとやっているはずだしこれからもやっていくということです。

（記者）　ありがとうございます。

（記者）　吹田でスーパーバイザーを派遣されていますがその方はどのような取り組みをされているのかご存知でしょうか・

＜小中学校課＞　保護者会を開かれるというところがありましたので、学校でどのように話をするべきか、もちろん子どもたちの影響もありますので、どのように対応していくのかきちんとケアしていくのか辺りを学校と相談していますく。

（記者）最初お話しされた４つのうちの３つ目の話で教育庁としての各学校への休校などへの指示ですが、災害が起こった場合、災害モード宣言と連動する形で検討されているのでしょうか。災害モード宣言が出た段階で休校にするかどうかを検討するのでしょうか。

＜教育長＞　どのような災害モードかによって休校のエリアとか出すタイミングをシミュレーションしていこうと思います。災害モード宣言は具体的な内容ははっきりしているのかな。

＜小中学校課＞　今のところ風速30メートル以上の台風、震度６弱以上の地震があった時に災害モード宣言を出す。あくまで基準ですが、そういったものを知事の方で提示されています。

＜教育長＞　大阪府域全体の状態ですから、例えば台風が通過する場所がかなり南の方に限られるので北側は影響がなさそうだなど大体の予測ができますので、その場合はどうしようかなど考えています。

　　　　　　　ただ、基本的には府立学校の場合は、暴風警報がでたら休校だとか決まっていますので、地震と今回のような重大事件や凶悪事件の時など子どもの安全を脅かすような広域的エリアに跨るような事があればどうするかを考えなければいけないなと思います。

（記者）　そのようなところはこれから詰めていくということですね。

＜教育長＞　北部地震の時にちょうど登校時間中であり、学校の判断にゆだねて滞ったことはなかったのですが、学校長にしてみると、色んな情報を一気に受けて自分が責任を負わなくちゃいけない、子どもの安全にかかわることについては、学校長に全て負わせるのではなく教育委員会として守るべきだと思いますのでそこは責任をシェアしないといけないと考えています。

（記者）　今回の吹田の事件に関しては、総括として判断についてどう思っていますか。

＜教育長＞　吹田の事案に対する教育庁の判断ということですか。

（記者）　休日の事件だったということで、翌日の休校などの措置を事前に公表されたことについて。

＜教育長＞　警察が翌朝に素早く逮捕していただいたので不安の広がりという意味では、最小限に抑えられたのではないかと思います。府教育庁としては、北摂エリアに限ってですが、当日初動の段階で学校の活動を休止しましたし、次の展開としてどのタイミングで休校にするかのことについても、府立高校と支援学校の特性に応じたエリア設定と時間のずれ等、支援学校の場合臨時休校にしましたが、一定の対応ができたと思っています。皆さまがどのように思っておられるか、又教えていただければと思います。

（記者）　集中していじめの事案が発生しているとおっしゃっていましたが、それはなぜなのか、ご自身の中で何か思われる事はありますか。

＜教育長＞　いじめについては、なかったことにしたり、見なかったことにするのが最悪ですので、私は、認知ということをきちんとしていただいている結果として、たくさん出てきているのだろうと考えています。また、第三者委員会の結果は、反省すべきは反省し、前向きな話として受け止めていきたいと思っています。いずれにしても、認知が広がり、いつも誰かが見ているという仕組みができているということは良いことだと思っています。

（記者）やはり、教育の現場に多様化しているというのもあると思うのですが、教員の中に専任教員を配置してみるとか、教員配置を増やしてみるとかそこはどうでしょうか。

＜教育長＞　教員の配置については増やしたいですが単独加配はできませんので、課題が複雑化する中にあって、教員には「助け上手、助けられ上手」になってほしいと思っています。基本的には、ソーシャルワーカーなど外部人材という形で配置をして、学校というチームの中で対応してもらえたらなと思っています。

（記者）ソーシャルワーカーはいつ頃配置されるのですか。

＜教育長＞　来年度中に府内の中学校区に一人というと目標を立てています。